

研究機関における文部科学省の公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう文部科学大臣に対して改善の処置を要求し及び意見を表示したものであることについての報告書（要旨）

平成24年10月

会計検査院

## 1 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組の概要

### (1) 公的研究費の概要

文部科学省並びに同省が所管する独立行政法人日本学術振興会及び独立行政法人科学技術振興機構（以下、これらを合わせて「文部科学省等」という。）は、科学技術振興施策の一環として、大学等の研究機関に所属する研究者等に競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）を配分している。

文部科学省は、全国の86国立大学法人が継続的・安定的に教育研究活動を実施するための基盤的経費として、国立大学法人運営費交付金を交付していて、各国立大学法人は、同交付金の一部等及び競争的資金等を財源として研究活動を実施しており、86国立大学法人は財務諸表に研究経費（以下「国大研究経費」という。）として計上している（以下、競争的資金等及び国大研究経費を総称して「公的研究費」という。）。

### (2) 公的研究費に関する本院の検査

会計検査院は、18年次の検査において、特に設備備品及び消耗品（以下「研究用物品」という。）の購入に係る納品検査は適切に行われているかなどに着眼して検査を実施して、納品検査が適切に行われておらず、事実と異なる会計経理が行われていて科学研究費補助金が適切に管理されていない事態を本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として平成17年度決算検査報告に掲記している。

### (3) 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組等

内閣府の総合科学技術会議は、18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、文部科学省は、この指針を踏まえて、19年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）を制定している。

そして、文部科学省は、ガイドラインにおいて、研究機関等が実施するべき事項として、各研究機関は、競争的資金等の管理を当該研究機関の責任において行うこと、各研究機関の責任者は、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図ることとしている。そして、各研究機関は、研究者と業者の癒着を防止する対策を講ずるとともに、発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、事務部門による検収業務が実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックを行うこと、内部監査制度を整備

し、会計書類のチェックのほか、体制の不備の検証を行うこととしている。

また、文部科学省は、年に1回程度、各研究機関に対して、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について書面による報告（以下「実施状況報告書」という。）を求め、実施状況報告書の確認や現地調査の結果、体制整備等の状況に問題が認められる場合には、当該研究機関に対して問題点を指摘し、改善計画の作成及び同計画の実施を求めることとしている。

## 2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

会計検査院は、合规性、有効性等の観点から、各研究機関において、公的研究費は適正に管理されているか、研究機関はガイドラインの趣旨に沿って公的研究費の管理・監査体制の整備を着実にやっているか、公的研究費の管理・監査体制は不適正な経理処理の発生を防止するために有効なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、文部科学省等並びに33国立大学及び32私立大学等計65研究機関において、22年度の公的研究費（競争的資金等計2191億0432万余円、国大研究経費計1616億1368万余円）により購入した研究用物品の購入依頼書、納品書、請求書等により発注業務及び検収業務の実施状況を確認するとともに、内部監査の実施状況等について聴取を行い、また、文部科学省において、各研究機関から提出を受けている実施状況報告書の記載内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

### (1) 公的研究費に係る内部規程の整備状況

公的研究費の事務処理手続に関する内部規程の整備状況をみたところ、各国立大学は、いずれも公的研究費を執行・管理するために必要であるとして発注・検収等に係る事項を定めた内部規程を整備しており、競争的資金等と国大研究経費の別にかかわらず共通に適用していた。また、私立大学等も、競争的資金等について発注・検収等に係る事項を定めた内部規程を整備していた。

### (2) 発注業務の実施状況

#### ア 研究用物品の発注体制

公的研究費に係る研究用物品の発注体制をみたところ、前記の65研究機関のうち

11機関は、研究者が取引業者に直接研究用物品を発注すること（以下「研究者発注」という。）を認めておらず、事務部門の調達部署に所属する事務職員等が取引業者に発注すること（以下「事務局発注」という。）を原則としていた。

しかし、残りの54研究機関は、研究者発注を認めており、このうち51機関は、一定金額未満の発注であることなどの条件を付して、残りの3機関は、研究者発注を原則としていた。

この54研究機関について、22年度の科学研究費補助金に係る物品購入の支出実績（以下「物品購入費」という。）に基づき、研究用物品の発注全体に占める研究者発注の割合（以下「研究者発注割合」という。）をみたところ、研究者発注割合が70%以上となっていた研究機関は、件数ベースで46機関、金額ベースで21機関であった。また、研究者発注割合の平均は、件数ベースで87.5%、金額ベースで60.7%であった。

#### イ 研究者による業者選定

研究者発注を認めている上記の54研究機関に所属する研究者の中から、20年度から22年度までの3年間に継続して科学研究費補助金の交付を受け、かつ、物品購入費が単年度で50万円以上あった研究者（41研究機関に所属する研究者147人）を抽出して、これらの研究者が発注した取引業者の傾向を発注件数ベースでみたところ、研究者による業者選定は同一業者に固定化している傾向が認められた。

これらの状況を、国立大学及び私立大学に区分してみたところ、発注件数で第一位の業者が3年間連続して同一業者となっていた研究者は、国立大学においては研究者66人中38人と全体の57.6%となっていた。また、私立大学等においては、研究者81人中28人と全体の34.6%となっていた。

#### ウ 事務局発注による業者選定

研究者発注を原則としている3研究機関を除く62研究機関について、事務局発注により公的研究費に係る研究用物品を購入する場合の業者選定の状況をみたところ、53研究機関は、購入依頼者である研究者から見積書の提出を受けた場合でも、事務部門が発注先を選定することとしていたが、残りの9研究機関は、購入依頼者である研究者に見積書の徴取を委ねているため、事務局発注であっても、実質的に研究者が取引業者を選定し、事務部門がその取引業者に発注することにしてきた。

以上のとおり、研究者発注を認めていたり、事務局発注の場合においても取引業者

の選定を実質的に研究者に委ねていたりしている場合には、研究者が取引業者を選定できる環境にあるため、研究者と取引業者との関係が緊密なものとなりやすく、不正な取引等が発生するリスクが高まるおそれがある。

このようなことから、上記のような場合における業者選定に当たっては、取引記録に関する帳簿等を必要に応じて提供する旨を定めた取引基本契約を締結した業者や適正取引の誓約書を提出した業者の中から選定するなど、事務部門による<sup>けん</sup>牽制が機能する仕組みを導入することが不正な取引等の発生防止に効果的と認められるが、業者選定にこのような仕組みを導入しているのは7機関にとどまっていた。

### (3) 検収業務の実施状況

#### ア 研究用物品の検収業務体制

公的研究費に係る研究用物品の検収業務は、65研究機関全てにおいて事務部門の職員等が実施する体制となっていた。

#### イ 検収業務の実施状況

公的研究費に係る研究用物品の検収業務の実施状況をみたところ、16研究機関は、1件当たりの購入金額が少額である場合、宅配便等により研究者に直接納品される場合等には、当該研究用物品の検収業務を省略する例外的取扱いを定めていた。

しかし、上記の16研究機関は、一部の研究用物品について検収業務を省略する例外的取扱いを定めているのに、22年度に、補完的な措置を十分に講じないまま、検収業務を省略して研究用物品（物品購入費計6億5930万余円）を購入していた。

### (4) 内部監査の実施状況

22年度の科学研究費補助金に対する内部監査は、65研究機関全てにおいて行っていた。

一方、多くの研究機関が研究者発注によって研究用物品を購入している状況等を勘案すれば、リスクに応じた監査手法を採用するなどして監査の実効性を高める必要があると認められることから、内部監査の手法についてみたところ、取引業者の協力を得て取引記録に関する帳簿等の提供を受け、これと研究機関が保管している書類とを突合するなどの手法で監査を行っている研究機関は11機関にとどまっていた。

### (5) 実施状況報告書の提出状況及び現地調査の実施状況

文部科学省は、22年度に、1,262研究機関から実施状況報告書の提出を受け、このうち65研究機関に対して現地調査を実施していたが、実施状況報告書の内容は、ガイド

ラインに基づく体制整備に対する各研究機関の自己評価にとどまっていた、各研究機関の取組状況を的確に把握できるものとはなっていない。また、現地調査を実施して、ガイドラインに基づく体制整備等の状況について指導及び助言を行っているが、これらに対する各研究機関のその後の対応については検証を行っておらず、当該研究機関の取組に委ねている。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、研究機関において、研究者発注を行う場合等における業者選定に関する事務部門の牽制が機能する仕組みを導入していなかったり、補完的な措置を十分に講じないまま検収業務を省略して一部の研究用物品を購入していたり、効果的な監査手法の導入など実効性のある内部監査が十分に実施されていなかったりする事態が見受けられた。また、文部科学省において、実施状況報告書の内容が研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況を的確に把握できるものとはなっていないなどの事態が見受けられた。これらの事態は、公的研究費に係る不適正な経理処理の発生を防止するために十分なものとはなっていないことから適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 各研究機関において

- (ア) 研究者発注等を通じて、研究者と取引業者との関係が緊密なものとなりやすい状況等にあるにもかかわらず、業者選定に関する事務部門による牽制が機能する仕組みの導入についての検討が十分でないこと
- (イ) 一部の研究用物品に対する検収業務を省略する例外的取扱いを設けているのに、これに対する補完的な措置を講じる必要性に対する認識が十分でないこと
- (ウ) 内部監査における効果的な監査手法の導入についての検討が十分でないこと

イ 文部科学省において

- (ア) 各研究機関の体制整備等の状況についての把握が十分でないこと
- (イ) 研究機関にガイドラインに基づく体制整備を促す取組が十分でないこと

### 3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

文部科学省において、研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する体制

が整備され、その適切な運用が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 研究者発注を行ったり、実質的に研究者が取引業者を選定したりしている研究機関に対して、業者選定に関する事務部門による牽制が機能する仕組みの導入を促すこと（会計検査院法第36条による意見を表示するもの）

イ 公的研究費を使用している全研究機関における研究用物品の検収業務体制の整備状況及びその運用実態を的確に把握し、検収業務を確実に実施するよう指導するとともに、購入金額が少額である場合等に検収業務を省略する例外的な取扱いを行っている研究機関に対して、この取扱いに対する補完的な措置を十分に講じさせること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）

ウ 効果的な監査手法の導入など実効性のある内部監査の実施を促すこと（同法第36条による意見を表示するもの）

エ ガイドラインに基づく体制整備等の状況が的確に把握できるよう、研究機関に提出させている実施状況報告書の内容を見直すとともに、現地調査における指導及び助言に対する各研究機関のその後の対応について、適時適切に検証すること（同法第36条による意見を表示するもの）